

専用居室の増改築資金貸付

老人・身障者対象に五十万まで

高齢者や重度身体障害者の専用居室を増改築するに必要な資金の貸付を行っております。

この貸付は、高齢者の場合六十才以上、重度身体障害者は一級から三級までのいずれかに該当する者で身体障害者手帳の交付を受けている者となっております。

対象となる建物の基準は、高齢者等の専用居室の増改築で面積が十平方メートル(三坪)以上のものであること。貸付け限度額は、通常の場合五十万円で特に審査会が必要と認めた場合に限り七十万円まで借りることが出来ます。

医療費の自己負担 三万円が限度、超過分は町から給付

横芝町の国保加入者が一カ月に三万円を超える医療費を支払った場合、その超過分は国保から支給されます。この制度は、同一の国保加入者が同じ医療機関の窓口で一カ月(一日から月末)に支払った医療費が三万円を超えた場合、その超過分を世帯主の申請により後日給付するということです。

高額療養費の計算は、医療機関ごとに行われます。しかし、一つの医療機関に内科等と歯科がある

円まで借りることが出来ます。

借入金の返済は、据置期間が六カ月以内、償還期間は十年以内、利率年三％で据置期間中は無利子となっております。償還方法は、年賦、半年賦、月賦の三通りに別れています。この資金の借入申込は借入申込み書に申込者ならびに高齢者等に関する住民票の謄本又は抄本、工事(増築、改築等)計画書(見積書)等を添付して、役場福祉保健課に提出して下さい。

詳しくは役場福祉保健課におたずね下さい。

場合の歯科、総合病院の通院患者の場合の各診療科目(内科、外科等)はそれぞれ科ごとに計算します。また、総合病院入院患者が同病院で歯科以外の診療を受けた場合は合算されます。この外に入院と通院は別計算になります。

この申請は、印かんと領収書のある場合は領収書を持参して役場福祉保健課において下さい。詳しくは、福祉保健課国保係におたずね下さい。

(※前頁から)った協調の精神で住民の為の政治と横芝町の町益のリミットを充分考慮して、関係機関と十二分に協議して、これらの事業に対処して行きたいと考えております。

海岸開発については、海の子供の国建設の時点に於て、約三千万円の町債を投入して道路整備を致し、観光ブームの波に乗り着々とその成果が現われて居ります。

海岸開発は、既に町の財政的テコ入れが無くとも、必然的に民間資本により開発されて行くことは火を見るより明らかです。特に蓮沼村の大開発により益々その要素は横芝海岸開発に油をそそいでくる傾向が大であります。

乱開発を抑制して、「健康で明るい観光の町」にして行く考えであります。海の子供の国関連事業の一端としての水族館建設につきましても、積極的に県に対し働きかける様、直ちに実行に移したい所存であります。

総花的でなく 眞の住民福祉を

国、県、市町村と福祉という言葉が流行語の様には叫ばれて居りますが、名ばかりの福祉ではなにもなりません。眞の町民福祉は何かということをごさんと共に痛感しております。そこには、老人対策

あり、青少年問題あり、幼児対策あり、身体障害者対策、交通遺児対策等諸問題が山積して居ります。私は総花的な対策より、一つ一つ重点的に実のある施策を実行に移したいと考えて関係機関と充分協議して行く方針であります。

最後に今後の町政を進めて行く中で内政面に重点を置きたいと考えています。

本年度の財政状況は、今更私が申し上げるまでもなく各自自治体とも史上最悪のきびしい情勢下の中にあります。オイルショックの後遺傷も峠を越し明るいきさしも射してきては居る様ですが、まだまだ経済の回復は順調ではなく自治体財政の好調に移るのは一、二年先の様です。

然しながら政治は生きて居ります。牛の角をためて牛を殺す政策ではなく、やはり財源の積極的な確保こそ、町政を担当する責任者の最大の責務であると考えて居ります。

戦後の地方自治体の中で、とかく安易なオヤジ日の丸的な考え方による放漫的な気持が無きにしてもあらずであったことは認めざるをえません。健全財政確立のために、今後は一般企業経営的な感覚等も参考に、予算の執行、日常業務について処して行きたいと考えています。

町長の姿勢として、私は町民優位の町政を柱にワラジばき町長の

精神で町民に接し、弱者救済の考えで明るい町造りをしたいと考えてあります。職員に於ては各課が総べて「すぐやる課」或は「町民のための町民課」であるよう、親切で明るい町をモットーとして住民の身になって仕事をされる職員になる様徹底した町政を行ないたいと考えて居ります。

自動車の廃車

自動車を滅失、解体及び機能を廃止する場合は、陸運事務所へ「まっ消(廃車)登録」の申請をして下さい。

申請方法

- 一、自動車まっ消登録申請書
 - (用紙は、(財)陸運賛助会等にあります。)
 - 二、自動車登録番号標(ナンバープレート)
 - 三、自動車検査証
 - 四、印鑑と印鑑証明書
 - 五、解体した場合は、解体証明書
- なお、自動車登録番号標を紛失した場合は、自認書が必要で、この申請終了後、陸運事務所構内の自動車税事務所へ「自動車税申告書(消滅)」を提出して下さい。
- ※自動車販売会社等に、まっ消(廃車)登録を委任した場合は事後の経過を確認して下さい。